

職業安定分科会(第 211 回)	資料3-1
令和7年3月 21 日	

高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の一部を改正する件案要綱

厚生労働省発職 0321 第 2 号
令和 7 年 3 月 21 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 4 項において準用する同法第 6 条第 3 項の規定に基づき、別紙「高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の一部を改正する件案要綱」について、貴会の意見を求める。

高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の一部を改正する件案要綱

第一 経過措置の廃止

高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に掲げる事項のうち、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号）附則第三項の規定による経過措置に係る事項を廃止すること。

第二 適用期日等

- 一 この告示は、令和七年四月一日から適用すること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。